

東海市中学校部活動の方針

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、スポーツ・文化芸術等、教育課程内の活動では得られない経験ができる場である。
- (2) 部活動に参加することで、社会性や公共心を育むことができる。
- (3) 部活動で仲間や指導者等と関わる中で、心身ともに健全な育成を図ることができる。
- (4) 部活動を通してスポーツ・文化芸術等に親しむことで、生涯にわたり豊かな生活を営む資質を育むことができる。

2 適切な部活動の運営と指導

(1) 適切な活動量（活動日や活動時間の設定等）

バランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障がいの予防の観点等から、発達段階に応じて適切な活動時間を設定し、生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図る。

①活動は平日の3日以内とし、「土曜日・日曜日・祝日」の活動は行わない。

②朝の活動は行わない。

③活動をする日は16時45分には下校を完了する。

④長期休業中の活動は、半日（3時間程度）とする。

(2) 組織的な運営体制の整備

○校長を中心として、学校全体で組織的に指導、運営及び管理をする。

○校長は、学校における部活動の目標や運営方針を策定し、学校全体で共有する。

○顧問は、学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、生徒の自主性を重視した年間及び月間等の活動計画を作成する。

※作成に当たって、バランスのとれた学校生活やスポーツ障がいの予防の観点等から、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。

○部活動の運営方針・活動計画等をホームページ掲載等により公表する。

○学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等との連携など、運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整える。

(3) 活動計画の作成

顧問は、活動計画の作成に当たって、以下のことに留意する。

○事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた活動計画を立てる。

○活動内容が高度過ぎたり、活動量が過重だったりして、日常生活や学業に支障が出ないように配慮する。

○参加する大会・対外試合を次のように定め、これ以外の大会・対外試合には参加しない。

運動部：知多地方体育大会とその上位大会

吹奏楽部：吹奏楽コンクール知多地区大会とその上位大会

○練習試合については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、精選するとともに年間計画に明確に位置付ける。

○練習試合は長期休業中の平日の半日のみとする。ただし、1学期最後の定期テスト以降、知多地方体育大会・吹奏楽コンクール知多地区大会の前日までは土曜日・日曜日のどちらか半日、または3連休の場合はどこか1日のみの半日に設定してもよい。

(4) 指導者（顧問・外部指導者等の部活動の指導を行う者をいう。以下同じ。）の役割

指導者は、部活動に関する学校の目標や運営方針を踏まえ、活動計画に基づいた運営及び効率的・効果的な指導を行う。

ア 生徒の状況把握

○生徒の個性や能力、心理面に配慮した指導を心がける。

○生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。

○生涯を通じてスポーツや文化芸術活動等を実践する態度や能力の育成に努める。

○部活動以外の場面でも生徒とコミュニケーションを図り、生徒理解に努める。

イ 技術指導

○指導方法の「引き出し」を数多くもつことを心がけ、生徒一人一人に応じて適切に使い分けるよう留意する。

○効果的に技能や記録の向上が図られるよう、指導方法の改善に取り組む。

○生徒の安心・安全が確保されるよう、安全点検の徹底、スポーツ障がいやバーンアウトの予防、女子生徒や障がいのある生徒への指導等に関する理解に努める。

(5) 保護者及び地域との連携

ア 保護者との連携・協力

○指導者は、保護者との信頼関係を築き、生徒の活動が充実したものになるよう努める。

○顧問は、部活動について保護者に積極的に情報を発信して連携に努める。

イ 地域との連携

○校長及び顧問は、地域に積極的に情報を発信し、地域社会との連携に努め、地域人材の活用を進める。

○地域人材を外部指導者として活用する場合には校長の承認を必要とする。また、部活動は学校教育活動の一環であることから、外部指導者に運営方針・計画等について十分に理解してもらい、適切な指導ができるようにする。

(6) 安全の確保と緊急時の対応

ア 安全の確保

○指導者は、生徒のバランスのとれた生活や成長のために健康・安全に留意した適切な活動を行う。

※定期テスト最終日は、生徒の健康に配慮し、活動を行わない。

○指導者は、活動前後の健康観察を確実に行之、生徒の体調把握・管理に努めるとともに、安全に対して注意を促し、個に応じた指導も含め、計画に従って指導する。

○校長及び指導者は、熱中症を予防するため、高温や多湿時にはWBGT値にも留意し、十分に水分や塩分が補給できる休憩時間を確保する。

※水分補給や休憩等について、生徒の自主性に任せるだけでなく、指導者や教職員の指示により計画的、確実に行う。

○校長及び指導者は、熱中症が心配される場合（活動場所のWBGT値が31度以上の場合）は、健康・安全を最優先し、活動時間帯・内容・程度等の変更や活動の中止も含めて大幅な縮小に努める。

○校長及び指導者は、市内の感染状況の把握に努めるとともに、適切な感染症対策を実施する。感染状況によっては、活動時間・内容等の変更や活動の中止も含めて検討する。

○校長及び指導者は、落雷などを避けるため、急激な天候の変化に迅速に対応す

る。

○校長及び指導者は、常に施設設備等の状態把握と安全点検を実施し、事故防止に努める。

○安全点検等の実施に当たっては、生徒の視点から危険が感じられる箇所についても点検を行う。

イ 緊急時の対応

○指導者は、事故が発生した場合は、速やかに管理職等に第一報を入れる。また、医療機関で受診するための道筋を確立する。

○事故が発生した場合は、管理職及び顧問によって速やかに原因分析し、安全管理と指導の在り方について点検するとともに、再発防止策を早急に講ずる。

(7) 体罰・不適切な指導の根絶

指導者は、部活動指導場面のみならず、いかなる場合も体罰を行ってはならない。また、言動にも配慮し、不適切な指導も行ってはならない。

令和7年（2025年）9月1日

東海市教育委員会